

平成30年度 第2回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
1 日 時	平成30年11月8日(木) 午後5時から6時まで
2 場 所	練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
3 出 席 者	(委員 22名) 内藤会長代理、井上委員、岩月委員、腰高委員、嶋村委員、関委員、 高原委員、竹中委員、中村委員、室地委員、長谷川委員、増田委員、林委員、 福島委員、山下委員、中村委員、中迫委員、大嶺委員、石黒委員、齋藤委員、 酒井委員、小川委員 (区幹事 5名) 高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、 地域医療課長 ほか事務局 4名
4 傍 聴 者	1名
5 議 題	(1) 特別養護老人ホームの整備計画について (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設について (3) 練馬の介護保険状況等について (4) 地域包括ケアシステムにおけるケアマネジャーの役割について
6 資 料	1 次 第 2 委員名簿および座席表 3 資料1 特別養護老人ホームの整備計画について 4 資料2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設について 5 資料3 練馬の介護保険状況について(9月分) 6 資料4 第6期介護保険事業計画の実績 7 資料5 平成30年度介護の日記念事業(チラシ) 8 資料6 地域包括ケアシステムにおけるケアマネジャーの役割について
7 事 務 局	練馬区 高齢施策担当部高齢社会対策課計画係 TEL 03-5984-4584

(会長代理)

ただ今より、第2回練馬区介護保険運営協議会を開催する。

本日は、会長が欠席のため、会長代理が司会を務める。よろしくお願ひしたい。

それでは、委員の出席状況、傍聴者の状況の報告、配付資料の確認を事務局からお願いする。

【委員の出欠、傍聴の状況報告、配付資料の確認】

(会長代理)

それでは、案件(1)「特別養護老人ホームの整備計画について」の説明をお願いする。

(高齢社会対策課長)

【資料1 特別養護老人ホームの設備計画についての説明】

資料に加え、10月1日付で、社会福祉法人泉陽会が運営する特別養護老人ホーム第二光陽苑の現在30床あるショートステイのうち、20床を特別養護老人ホームと転換されるので、整備目標数に対する残数は、75人分となる。

このほか、現在、東京都の補助協議中の施設があり、着実に進めていけば第7期計画期間中の整備目標数2,368人分、新規整備300人分は、達成の見込みが立っている状況である。

(会長代理)

質問、意見等はあるか。

(委員)

第二光陽苑は30床のショートステイのうち20床を特別養護老人ホームに転換するということは、残りの10床でショートステイが間に合うということか。

(高齢社会対策課長)

基準では、特別養護老人ホームの定員の1割をショートステイとして整備することとなっている。第二光陽苑については、基準を大きく上回る整備をしていた。

第二光陽苑の特別養護老人ホームは100床あり、その1割の10床分をショートステイとする。

現状、区内のショートステイの利用率は、施設ごとのばらつきはあるが、平均すると9割程度となっている。

平成28年度に実施した高齢者基礎調査の中でも、8割近い方が希望する時期に希望する施設を利用できているという回答が出ている。そういった状況を踏まえ、第7期計画では、利用状況等を踏まえ、基準を上回る施設については施設側の要望を踏まえ、転換を行っていくと位置づけている。このことに基づき、転換した状況である。

(委員)

同じような状況が、他施設からも出る可能性があれば、増床が見込めるということか。

(高齢社会対策課長)

既存の特別養護老人ホームのショートステイ整備数で、第二光陽苑のように、大きく基準を上回って整備しているところはない。基準よりも多少、多く整備しているところ

はあるが、数的には少ない。現在、特別養護老人ホームを運営している事業者からもそういう要望はない。

ショートステイについて1点補足があり、現在、整備している特別養護老人ホームや、今後整備するものについても、定員の1割をショートステイとして整備を進めていく。

(会長代理)

着実に第7期計画どおりに整備できており、大変良いことと思う。

それでは、次の議題に進める。

案件(2)「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設について」の説明をお願いします。

(介護保険課長)

【資料2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設についての説明】

(会長代理)

こちら第7期計画に掲げた4か所の整備ができたという報告である。

質問・意見等はあるか。

このサービスは、名前のとおり、定期巡回と随時コールで対応しており、必要があれば来てくれるというサービスである。訪問介護が中心ではあるが、看護が必要な人には訪問看護をするサービスである。このサービスが地域にあるということは要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みができるということになる。

それでは、次の議題に進める。

案件(3)「練馬の介護保険状況等について」の説明をお願いします。

(介護保険課長)

資料3、4、5、一括でご説明させていただき、よろしくお願ひしたい。

【資料3 練馬区の介護保険状況について(9月分)、資料4 第6期介護保険事業計画の実績、資料5 平成30年度介護の日記念事業(チラシ)の説明】

(委員)

介護週間実行委員会の委員長をしている、介護サービス事業者連絡協議会の居宅介護支援部会の委員である。今年度の介護週間の実行委員会を5月より毎月開催した。

介護サービス事業者連絡協議会には8つの部会があり、それぞれの部会が専門性を生かした企画を練っている。ぜひ会場に足を運んで参加いただきたい。

(会長代理)

説明のように、かなり力を入れて実施するということである。ぜひ参加いただきたい。

資料3 練馬区の介護保険状況で、平成30年9月分の報告、そして資料4 平成29年度の実績が確定したということで、第6期全体、平成27、28、29年度の報告、それから今ご説明いただいた、資料5 介護の日に合わせてイベントの説明について、質問・意見等はあるか。

(委員)

資料4にある、任意事業にある、食事の配食サービスや家族介護慰労事業について、どの程度、区民の間に浸透しているのか。また、介護予防等に繋がっているのか、介護予防の日常支援事業と合わせて、どのような効果があるのかという点について聞きたい。

(会長代理)

資料4の6ページ目にある地域支援事業、任意事業についてということです。

では、高齢者支援課長、お願いします。

(高齢者支援課長)

私から、家族介護慰労事業について、お答えする。

この事業は、自宅で要介護4から5の方を、介護保険サービスなどを利用せずに介護している家族に対し、年額10万円の慰労金を支給するというものである。

平成29年度の実績は年間で6名ということで、決して多い人数ではない状況である。

条件として要介護4から5で、その状態でさらに介護保険サービスを利用していないとなると、かなり対象者が限られてしまう。これは国の基準に基づいて行っている事業である。介護予防に直接結びつく事業ではないが、このような事業を実施している。

(高齢社会対策課長)

配食サービスは、65歳以上のひとり暮らしの方など、食事の確保が困難な方に栄養バランスの取れた食事を、心身の状況によって週1から3回、提供するというサービスである。

高齢者に適した食事を定期的に提供することで、ふだんの食事なども、配食サービスの内容を参考にさせていただくとか、配食を通じて外部の方と接触し、会話していただくなど、単純に食事を用意するだけではなく、社会参加を促し日々の生活を配食サービスを通じて、より質の高いものにしていく効果があると感じている。

29年度では実利用者数で約1,500人と多くの方に利用いただいているサービスである。

(委員)

介護予防の中に、生活支援という事業があり、配食サービスの事業は、どのようにリンクしているかという点と、介護予防の効果について聞きたい。

(高齢社会対策課長)

この事業は、地域支援事業の任意事業に位置づけられており、介護予防事業ではなくどちらかという点と、生活支援としての事業と考えている。

(会長代理)

栄養改善の点などに役立てられており、介護予防にも効果があると考えられる。

ほかに質問・意見はあるか。

(介護保険課長)

介護のイベントについて、資料5 表面にある11月12日に開催するイベントの会場を関区民センターとしている。

練馬地域と光が丘地域のイベントは、区の南や東側で開催しており、どちらかと言うと石泉地区からでは物理的にも交通的にも来づらいところがあり、去年は石神井地域、その前は大泉地域で、今年は関町地域と、いろいろな地域で開催している。これも介護サービス事業者の協力をいただくことで、各地で開催できる状況である。

今後、多くの要望をいただき、様々な地域で開催したいと考えている。

(会長代理)

このイベントは介護についての理解を深め、普及していく役割があると思う。ぜひ、皆さんに参加いただきたい。

ほかに質問はいかがか。

(委員)

資料4の介護保険事業計画の計画値と実績値について、民間企業の経理とは異なり、計画どおり、あるいは上回ったから良いというわけではないと思うが、しかし、一方では、介護保険行政を進めていく上で、計画が重要ということも理解できる。この計画比から大幅に上回って、例えば(1)予防給付サービスのリハビリテーションは、300%近い、270%くらいの計画比のプラスとなっている。このような数字を見て、行政、区として、今後どのようなアクションを取っていくのかを教えていただきたい。

(介護保険課長)

今後、委員の皆様の知恵をいただき、第8期計画をつくっていく、3年間の介護保険サービス費の見込みを、3年度分の積み重ねより推計するというのが、前提となる。

今回、リハビリについては介護予防という側面から行政として力を入れて取り組んでおり、それが、もともと考えていた計画値よりも伸びたということである。これは、区民の方に介護予防の積極的な取り組みについて、受け入れられてきたという認識をもっているところである。

ほかの点でも、基本的に重度化の防止、介護予防に軸足を重く置くところに、我々の方向性を定めていきたいと考えている。

(会長代理)

これは29年までの実績一覧であるが、今回報告いただいたのは、今、机上にある第7期計画を策定する段階では、27年と28年度の2か年までが確定して、29年は見込みで策定している。

例えば、指摘のあった介護訪問リハビリテーションは、第6期計画では急激に実績値が伸びているため、第7期計画では、この実績値の伸びを傾向として取り込んでつくっている。個々のサービス費の見込みでは、そのときの状況や施策の推進などから、増えたものもあると考える。全体の決算として見ていただくと、予防の部分は予定よりも全体の額が多くなっているが、居宅サービスや施設サービスについては、ほぼ計画どおりになっており、全体としては、良好な結果と考える。個々のサービスの去年の実績値については第7期計画に盛り込むという形で反映されている。

この三つの案件にについて、他に質問・意見などはいかがか。

それでは、次の議題に移らせていただく。

案件(4)「地域包括ケアシステムにおけるケアマネジャーの役割について」よろしく願います。

(委員)

私は、居宅介護支援事業所で、管理者をしている。

まず、話の前に、平成37年の練馬区、高齢者の状況について、第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より抜粋して記載している。

まず、平成37年は団塊世代が全て後期高齢者になる、後期高齢者数は約9万4,000人、今年度と比べて1万1,000人増える。

介護が必要な人は約3万8,000人。平成30年度、今年度に比べて6,000人多くなるという見込みが出ている。

第1号被保険者における要介護認定率は23.4%というふうに見込まれている。

その中で、高齢者の約36%がひとり暮らし、高齢者の約15%が認知症になるであろうという予想が立っている。

そのような中で、「地域包括ケアシステムとは？」ということで、簡単に述べさせていただき、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるため、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」について、住みなれた地域で一体的・継続的に提供できる体制ということである。

地域包括ケアシステムと居宅介護支援事業所との関係は、地域包括ケアシステムにおける、主に「介護」に関わる分野の地域における社会資源。居宅介護支援事業所というのは、そういう位置づけであると考えられる。

ただ、「介護」が必要な方のほとんどは「医療」も必要としているという現状がある。

そこで、居宅介護支援事業所、そこに所属するケアマネジャーには、医療との連携というものが強く求められている。

居宅介護支援事業所の説明を加えさせていただく。

「居宅介護支援事業所とは？」ケアマネジャー、介護支援専門員が業務を行う事業所である。平成29年10月現在、区内に221事業所がある。

居宅介護支援事業所の形態は、介護保険施設との併設、あるいは、他の介護保険サービス、例えばヘルパーステーションやデイサービスセンターと併設している事業所、また、そのようなサービス事業所とは独立したケアマネジャー、介護支援専門員のみでの独立型の事業所、その中にはケアマネジャーが1人だけの事業所というものも存在している。

ケアマネジャー、介護支援専門員の業務は、介護保険のサービスを利用する方のケアマネジメントを行うという大きな仕事がある。その中には、介護保険の給付がスムーズにいくよう、給付管理という業務もある。

ケアマネジメントの流れについては、まず、利用者の身体状況や環境面についてのアセスメントを行い、課題分析したのちに、ケアプランの作成を行う。

ケアプランを作成する段階で、利用者が利用するサービス、サービス事業所との連絡調整を行い、ケアプランが固まったら、そこでサービス担当者会議を開き、それを経たのちに、サービス利用に至るといった流れがある。

開始したケアプランについては、月に1回必ず、その利用者宅を訪問して面談した上でモニタリングをする、またサービスに位置づけたサービス事業所からの報告なり聞き取りも含めて、モニタリングを行う業務である。

アセスメントからモニタリングに至るまでをケアマネジメントサイクルと言い、ケアマネジャーの業務というのは、この繰り返しである。

地域包括ケアシステムにおけるケアマネジャーの役割については、今回の介護保険制度改正の大きな柱である自立支援と重度化防止、そのためのケアマネジメントを実行することである。

また、そのケアプランの作成した根拠、なぜこういうケアプランにしたのかという根拠を明確化することが、ケアマネジャーに与えられた役割と考える。

地域包括ケアシステムの中では、核となる地域包括支援センターなどとの連携というものも欠かせない業務になってくる。サービス担当者会議や地域ケア会議等に参加するこ

とで、地域で不足している社会資源の発掘・提言であるとか、地域独自の問題点を洗い出して浮き彫りにしていくというの、ケアマネジャーの役割と考える。

地域包括ケアシステムが推進していくとともに、ケアマネジャーの役割が重要視されているということが言える。

平成30年度に介護保険制度の改正があり、居宅介護支援事業所に関する改正点をいくつか挙げさせていただく。大きなところでは居宅介護支援事業所の管理者の要件が、主任介護支援専門員となった。主任介護支援専門員については、後ほど説明させていただく。

ケアマネジャーの義務に、利用者が入院した際に、利用者あるいはその家族から担当ケアマネジャーを病院に伝えていただくことを利用者に説明することが義務となった。それができない際は、利用者が入院した病院に、担当ケアマネジャーであることを伝えることが義務となった。これは、利用者が入院した時点から、退院後の準備が始まるということであると考えられる。

また、ケアプランに位置づけるサービス事業所を、サービスを受ける側に複数紹介しなければならない、選択権はあくまで利用者にあることを改正法ではうたっており、サービスに位置づけた根拠についても、利用者から求められた際は、明確に説明することとなっている。

ケアマネジャーの業務が評価された点で、入院や退院・退所にかかる医療職等との連携について介護報酬が加算という形で評価されることとなった。特に、退院時にきめ細かく連携した際は、介護報酬が加算されることとなった。

今回の改正では、ターミナルケアマネジメント加算が新たに創設された。これは、ターミナルケアマネジメントについて評価基準を示したものとなる。

今までは、主任ケアマネジャーを配属しているであるとか、一定の要件を満たした事業所を特定事業所として、通常の事業所より報酬が高く設定されていた。この特定事業所の義務として「他の法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施していること」ということが、要件として新たに加わった。このことは、地域のケアマネジャーを育成することが特定事業所の役割となったと考える

また、特定事業所は3ランクに分かれていたが、特に医療連携やターミナルケアに長けた事業所については、さらなる加算で評価するということが加わった。

ケアマネジメントの適正化では、この10月から訪問介護の生活援助中心型のプランが、ある一定回数以上位置づけられたプランについては、アセスメントシートからケアプラン一式を保険者に提出することが義務化された。生活援助中心型が一定回数以上増えたケアプランが、必ずしもだめということではなく、地域ケア会議でその必要性について検討することが義務化された。

集合住宅等に居住する利用者に対し、住宅と同一敷地内のサービスのみをケアプランに位置づけることは不適切であることが明確化された。

居宅介護支援事業所の管理者の要件は、主任介護支援専門員というものが、経過措置はあるが義務化された。主任介護支援専門員は、介護支援専門員としての実務経験が5年以上で、さらに一定の要件を満たした者を保険者が推薦するとなっている。

その推薦された者が、主任介護支援専門員研修（12日間、70時間）を受講し、登録し

たものが主任介護支援専門員となる。5年の有効期間があり、更新制となる。

一定の要件は、例えば、介護支援専門員として適切な指導及び助言を行うことができる者であること、そのケアマネジャーが所属する事業所が、実地指導の結果、特に問題がないこと、区が実施する集団指導に参加していること、区内の事業所で介護支援専門員として2年以上従事していて、さらに介護支援専門員を取得してからも1年以上は区内で介護支援専門員として業務していることなど、厳しい要件がある。

さらに、勉強会や研修、事例検討会などを過去1年間に複数回以上、企画、または実施していること、地域包括支援センターにおいて2年以上相談業務を努めた経験があること、地域のケアマネジャーの育成、人材育成というものが大きな要件になっている。

実際、ケアマネジメント業務を行いながら地域に出向いて、地域の活動を行ったり、新人のケアマネジャーを育成したりという、ハードルが高いものであるが、練馬区内には主任介護支援専門員、あるいは介護支援専門員を育成する場や仕組みが非常に充実しており、ありがたいことと思う。

区内の介護支援専門員のスキルアップの場として、区が主催している質の向上ガイドライン研修などの研修があり、そのほか、練馬介護人材育成・研修センターでは、ケアマネジャーを対象とした研修も多々カリキュラムとして整っているという特徴がある。

そのほか、介護支援専門員が個人で入る練馬ケアマネジャー連絡会であるとか、あるいは事業所単位で入る、私も所属している練馬区介護サービス事業者連絡協議会であるとか、あるいは、練馬区主任介護支援専門員協議会等、いろいろな団体がケアマネジャーを育成、スキルアップする場を整えている。また、自主的に区内四つの圏域ごとに、主任介護支援専門員連絡会等の活動が行われており、ケアマネジャーが勉強できる機会が練馬区には多くあると考える。

最後に、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目標は、地域包括ケアシステムの確立です。

その地域包括ケアシステムの確立において、居宅介護支援事業所は地域における重要な社会資源の一つと考える。また、地域包括ケアシステムにおけるケアマネジャーの役割として、医療連携あるいは多職種連携、その調整役となることが重要と考える。

また、居宅介護支援事業所の管理者要件に主任介護支援専門員というものが義務化され、その主任介護支援専門員の養成が、居宅介護支援事業所の課題であるということと、ただ、練馬区には介護支援専門員が必要とするスキルアップの場が沢山あると考える。

地域包括ケアシステムにおけるケアマネジャーの役割について、議題と少しずれてしまったかもしれないが、説明させていただいた。

(会長代理)

ケアマネジャーの役割、そして、これからの課題について、大変わかりやすく全体像を説明いただいた。質問・意見などはいかがか。

(委員)

ターミナルケアについて教えてもらいたい。

8ページの下に、ターミナルケアマネジメント加算の創設。普通のケアマネジメントと、ターミナルケアマネジメントの違いについて、また、9ページの一番下、医療連携

やターミナルケアに長けた事業所はどういうことなのか。人数が多いということなのか。
(委員)

ターミナルケアの利用者の担当となると、ケアマネジャーは利用者宅を頻回に訪問するであるとか、必要に応じたサービス調整が、通常とは異なり、日々変更していくという部分についての評価である。ターミナルケアに長けた事業所というのは、医療連携に長けた事業所であると思う。9ページにある特定事業所3ランクの一番上の特定事業所加算1は、要件が厳しく、要介護3から5の人が利用者の40%以上とあり、さらに、年間に医療連携加算を三十何件の取得した上でターミナルケアを何件という、厳しい要件がある。このような新たに加わった特定事業所に関する制度を取得できる事業所であるかというところであると思う。

(委員)

先日、介護保険運営協議会委員向けの勉強会があり、土支田にある特別養護老人ホームに入っている地域包括支援センターを見学した、そこは居宅介護支援事業所でもあるのか。

(高齢者支援課長)

見学された特別養護老人ホームにある地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所とはまた別のものとなる。居宅介護支援事業所は、先ほど委員からの話にあったように、主に要介護1から5の方のケアプランをつくるのが役割である。

地域包括支援センターは、基本的には高齢者の何でも相談所として総合相談というのが一番大きな役割であり、それ以外に、要支援1から2の比較的軽度な方のケアプランをつくるという業務を持っている。ただ、居宅介護支援事業所とは別である。

(会長代理)

要介護の方を直接支援するのが居宅介護支援事業所のケアマネジャーで、地域包括支援センターは、それを背後で支援するという役割になっている。

(委員)

居宅だから入所している人は関係ないということか。特別養護老人ホームに入っている人の支援はしないということなのか。

(会長代理)

入所施設にもケアマネジャーが配置されているので、施設の中でケアプランをつくることとなる。

(会長代理)

第7期計画に入っているが、医療介護連携や生活支援の体制整備など、ずっと地域包括ケアに必要なパーツをつくっていたが、いよいよ、それをどうやったら、地域で住み続けられるために、全体的にいろいろなものをうまく利用できるかということがテーマとなっている。また、ケアマネジャーの方は、どのようにケアマネジメントするかというところが重要視され、ケアマネジャーの方が包括的なケアマネジメントができる支援をするための環境整備や研修などを国や都が支援することとなった。

ケアマネジャーが良いケアマネジメントができるよう、地域ぐるみで支援していくことが大きなテーマになっている。

では、案件については、以上で終了となる。事務局から連絡事項等を、願います。

(事務局)

【次回の開催予定】

(会長代理)

以上で、第2回練馬区介護保険運営協議会を終了する。